

審 査 結 果 の 要 旨

論文題目 「日本における家庭内死体遺棄事例の法医学的・法的問題点」
学位申請者 内藤 春顕

本博士論文は、家庭内死体遺棄事例の法医学的、法的問題を明らかにすることを目的とし、過去の司法解剖記録から家庭内死体遺棄事例を抽出し、遺体放置者の属性（ひきこもり傾向の有無）および放置日数の期間で層別化して分析した独自性の高い記述疫学的研究であり、詳細な考察を加えまとめられている。

法医学領域では一般的に遺体発見から警察への通報までの死後経過時間が長いほど死因究明が困難となる。本国では、同居人が自宅で遺体を発見しても報告しない事例が多発しており、その一部は家庭内死体遺棄事例としてしばしば報道されている。しかしながら、死体遺棄件数等の国内規模の調査は行われておらず、その実情は不明である。また、報告されていない事例を含めた遺体や遺体放置者に関する調査も行われていない。

本博士論文は、東海大学医学部基盤診療学系法医学領域において2017年1月から2023年7月までの6年半の間に行われた司法解剖例（1,179例）から家庭内死体遺棄34例（遺体数34体、放置者43人）を抽出し、遺体放置者のひきこもり傾向の有無および遺体の放置期間などを層別化して放置者の年齢、放置者の性別、放置者の生死、放置者の死体遺棄罪による逮捕および起訴、遺体の年齢、遺体の性、死因、腐敗所見の有無、遺体放置日数、通報者および救急要請者の種別、通報および救急要請の端緒について統計学的に評価したものである。

審査会では、本学の解剖分担率からの逆算から、全国では年間300件程度の家庭内死体遺棄が発生しており、報道等で明らかにされている件数よりも潜在的に10倍高いことが示された。また、家庭内死体遺棄に関しては、従来指摘されている親と同居しているひきこもり傾向よりも、放置者における遺体への認識能力の低下が大きく関係している可能性が示された。さらには、放置者が遺体発見の妨害を行う事例が数多く存在し、この行為が孤独死に比して発見までの期間を長期化させており、死体の腐敗から死因の特定を阻害していることが示された。

本論文に対して、各審査委員から次のような質疑がなされた。

1. ひきこもり傾向「あり」「なし」で分けるだけでなく、複数人放置者がいる世帯とそうでない世帯で比較したか。
2. 複数人放置者がいる世帯でのひきこもり傾向の割合はどのくらいか。
3. 放置者の虚偽の申告とは用語的に正しいか。
4. 本研究は、東海大学での法医解剖例から全体を推測していることから、その収集されたデータの代表性について、どのように考察するのか。
5. 東海大学の法医学教室での法医解剖例の特徴は、全国の他の地域の大学における法医解剖例とどのような違いがあるか。

これらの質問に対して申請者は、自らの研究データと文献的考察を駆使し、自身の研究の限界を理解した上で詳細な答弁を行った。また、質疑応答を通じて、本研究が死因究明の向上やひきこもり支援団体へのアプローチ等を介した遺体放置防止のためのひきこもり対策に寄与することが伺え、家庭内死体遺棄の可能性が社会的に認知されることで、行政・福祉関係者がより早期に事例を覚知できるようにな

ること、遺体が早期に発見されることで死因究明や他害性の評価が可能となり、司法関係者の捜査コストが削減されること、遺体が早期に発見されることで周囲環境の汚染が抑止され、公衆衛生が維持されることなどの根拠に基づいた政策決定にも資する重要な知見を提供したと評価できる。また、法医学的研究は、法医学者、警察等犯罪例に限られた範囲での情報共有に終わっていたが、本論文を通じて前述のような重要な社会的問題を提起したことから、新しい法医学研究の道が今後開けることが期待された。

以上の結果、本論文は学位論文として十分な内容を有するものと審査委員全員の一致で判定された。したがって、申請者 内藤 春顕氏は東海大学博士（医学）の学位を授与されるに値すると判断した。

論文審査委員

主査	博士（畜産学）	椎名 隆	医学部教授	（医学研究科先端医科学専攻）
委員	博士（医学）	垣本 由布	医学部教授	（医学研究科先端医科学専攻）
委員	博士（医学）	立道 昌幸	医学部教授	（医学研究科先端医科学専攻）
委員	博士（医学）	竹下 啓	医学部教授	（医学研究科先端医科学専攻）
委員	博士（医学）	山本 賢司	医学部教授	（医学研究科先端医科学専攻）